

見積書提出依頼

平成29年10月10日(火)13:30

件名	平成29年度一般定期健康診断単価契約(八重山地区)
業務内容等	別紙(仕様書)のとおり
履行期限	契約締結日 ~ 平成29年12月15日
見積書提出場所	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第1係
	※ 見積書を郵送する場合は下記提出期限までに必着とし、下記見積書に関する問い合わせ先へ受領を確認すること
見積書提出期限	平成29年10月17日(火)13:30厳守
見積書に関する 問い合わせ先	沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第1係
	TEL:098-866-0031(内線)81347
仕様書に関する 問い合わせ先	沖縄総合事務局 総務部 人事課 新垣
	TEL:098-866-0031(内線)81296
留意事項	[1] 発注依頼は、見積書提出期限の17:00までに電話連絡いたします。(発注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますのでご了承ください。)
備考	(1) 「オープンカウンター方式実施要領」に基づき手続きを進めますので、要領を熟読の上、見積書を提出してください。 (2) オープンカウンター参加者は、見積書の提出をもって暴力団排除に関する誓約事項(別添)に誓約したものとします。 (3) 見積書は別紙の様式でご提出願います。ただし、下記について御留意ください。 <ul style="list-style-type: none">・ 提出日及び件名を記載する。・ 宛名は「沖縄総合事務局総務部長 沖縄総合事務局開発建設部長」の連名とする。・ 会社名、代表者役職、氏名を記載し、代表者印(又は社印+個人名印)を押印する。・ 見積単価は、消費税額(8%)を乗じた金額を記載すること なお、一円未満の端数がある場合は切り捨てることとする。 (4) 契約金額が50万円を超える場合は請求書、150万円を超える場合は契約書を交わしますのでご注意ください。 (5) 支払いは完了払いとし、適法な請求書を受領した日から30日以内の支払いとします。 (6) 仕様書等に関する質問については、上記担当者までご連絡ください。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

支出負担行為担当官
沖縄総合事務局総務部長 殿

支出負担行為担当官
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

住所:
医療機関名:
代表者氏名:
TEL: FAX:
E-mail:
担当者:

見 積 書

診断名称	平成29年度一般定期健康診断単価契約（八重山地区）
実施場所	〇〇〇〇〇
金額	¥ ー （消費税込）

番号	検査項目	予定人数	単価(税込)	金額	備考
1	身体測定(身長・体重・BMI)	21			
2	身体測定(腹囲)	21			
3	視力測定(裸眼・矯正)	21			
4	聴力測定(1,000Hz、4,000Hz)	21			
5	尿検査(尿糖・尿蛋白・ウロビリノーゲン)	21			
6	血圧測定	21			
7	胸部エックス線検査(間接撮影)	21			
8	一般診察	10			
9	LDLコレステロール	19			
10	HDLコレステロール	19			
11	中性脂肪	19			
12	貧血検査(血色素量・赤血球容積・赤血球数)	19			
13	肝機能検査 GOT	19			
14	GPT	19			
15	γ-GTP	19			
16	糖尿病検査(血糖)	19			
17	痛風検査(尿酸)	19			
18	心電図検査(12誘導)	17			
19	胃部エックス線検査(間接撮影)	8			
20	大腸がん検査(便潜血反応検査)	12			
21	肺がん検査(喀痰細胞診)	6			
	計				
	合計				

平成29年度 一般定期健康診断単価契約（八重山地区） 仕様書

1 契約件名： 「平成29年度 一般定期健康診断単価契約（八重山地区）」

2 履行期間： 契約締結日から平成29年12月15日まで

3 実施内容等

検査項目及び受診者対象者

別紙1 「一般定期健康診断検査項目別対象者一覧（八重山地区）」のとおり

4 健康診断対象機関及び受診予定者数

(1) 健診対象機関

別紙2 「一般定期健康診断対象機関一覧（八重山地区）」のとおり

(2) 受診予定者数

別紙3 「一般定期健康診断検査項目別予定者数一覧（八重山地区）」のとおり

（予定者数の一部は、前年度の実績であり、差違が生ずる場合がある。）

(3) 健康診断会場及び日程

①健康診断会場

健康診断会場は、八重山地区においては石垣市内を実施場所とする。

②健康診断日程

健康診断は平日の勤務時間内に行うものとする。なお、具体的な日程については、受託者は下記10の担当者（以下「担当者」という。）と協議のうえ決定するものとする。

5 実施条件

(1) 本業務を実施するにあたって【別紙4】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流失防止に万全を期すこと。

(2) 沖縄総合事務局に対する健康診断結果の提供は、個人情報保護法第23条の第三者提供の制限を受けないものとみなす。

(3) 健康診断結果の提供について、受診者の同意が得られているものとみなす。

6 受注者の責務

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解決の推進に関する対応要領※」（平成27年11月2日内閣府訓令第39号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL : <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taiooryo.pdf>

7 実施体制

(1) 業務履行に必要な措置は、受託者がこれを行うものとする。

(2) 健康診断会場での業務

①受託者は、本業務を履行期間内及び定められた受診時間に実施するため、各健康診断会場の状況を勘案し、必要なスタッフ及び機材を用意すること。

②各健康診断会場における、検診車両の駐車スペース、健康診断スペース等の確認は受託者が事前に行うこと。

③本局以外の事務所等へ配付する書類等（問診票・検査容器等）は、受託者が別紙2の各事務所へ直接配付すること。

(3) 各健康診断終了後、以下のものを速やかに担当者あて提出すること。

- ・実施報告書（健康診断結果報告書）

- ・受診者別検診結果の写し（受診者全員分のエクセルデータを別途提出すること）

- ・特定健康診査受診者については、特定保健指導対象者の選定を行うとともに、その結果を電子データで提出すること（提出様式は国の定める電子標準様式（XML形式：健保連システム対応）：CD-R使用）。

8 経費の負担

本業務に必要な経費は、全て受託者の負担とする。

9 健康診断料金の請求

検査終了後、受託者は上記2に定める期間に実施したものを一括して請求すること。

10 実施内容及び仕様書に関する問い合わせ先

沖縄総合事務局総務部人事課 担当者（福利厚生係） 新垣

電話098-866-0031（内線81296）

11 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項または内容について疑義が生じた場合は、その都度担当者と協議することとし、また詳細については担当者の指示による。

(2) この委託業務について、契約事項及び本仕様書に明示されていない事項であっても、委託業務の性質上当然必要なものは、担当者の指示に従い受託者の負担で行うこと。

一般定期健康診断検査項目別対象者一覧(八重山地区)

検査項目		検査の方法など	受診対象者	
基本検査	身体測定 (身長・体重・BMI・腹囲)	肥満度の判定、太りすぎやせすぎをチェック	全職員 (期間業務職員等を含む)	
	視力測定(裸眼・矯正)	大切な感覚器の異常をチェック		
	聴力測定(1,000Hz、4,000Hz)	耳にレシーバーを当て、機械から発せられる音を聞き取れるかどうか調べます。		
	尿検査 尿糖	糖尿病発見の手がかりのひとつ		
	尿蛋白	腎臓病発見の手がかりのひとつ		
	ウロビリノーゲン	尿中の量で肝臓の障害や黄疸をチェックします		
	血圧測定	生活習慣病の引き金となる高血圧をチェック		
胸部エックス線検査(間接撮影)	肺や心臓の異常をチェック			
一般診察	医師による面接等(現在の健康状態・既往歴等)	40歳以上の職員(40歳以上の期間業務職員等を含む)		
特定健康診断対象者必須項目	血液検査	LDLコレステロール	悪玉コレステロールで体の組織にコレステロールを運ぶ	・40歳以上の職員・35歳の職員 (それ以外の職員で希望する者) (期間業務職員等で希望する者)
		HDLコレステロール	動脈硬化を防ぐ”善玉”コレステロール	
		中性脂肪	増え過ぎると肥満や脂肪肝の原因に	
		貧血検査(血色素量・赤血球容積・赤血球数)	血液中の赤血球数などから貧血をチェック	
		肝機能検査 GOT	心臓・肝臓・腎臓・骨格筋に多く存在する酵素	
		GPT	ほとんどが肝臓の細胞中に存在する酵素	
		γ-GTP	アルコール性肝障害を発見する手がかり	
		糖尿病検査(血糖)	血液中のブドウ糖の値を調べます。増えすぎる場合は糖尿病をはじめなんらかの病気が疑われます。	
		痛風検査(尿酸)	血中の尿酸値のチェック	
心電図検査(12誘導)	心臓の異常を波状でチェック			
胃部エックス線検査(間接撮影)	バリウムで消化管を造影し、臓器の形の変化や異常を診断します。	・40歳以上の職員(40歳未満の職員で希望する者)		
大腸がん検査(便潜血反応検査)	便を採取し、消化管からの出血の有無を調べ、胃・大腸がんを早期に発見します。	・40歳以上の職員(40歳未満の職員で希望する者) (期間業務職員等で希望する者)		
肺がん検査(喀痰細胞診)	喀痰を採取し、呼吸器の異常を調べます。	40歳以上の職員(40歳未満の職員で希望する者)		

※ 上記の「検査項目」には、「特定健康診断」の項目を含む

一般定期健康診断実施対象機関一覧(八重山地区)

機 関 名	所 在 地	電話番号
八重山財務出張所	石垣市字登野城55-4	0980-82-4941
石垣農林水産センター	石垣市字登野城55-4	0980-82-2324
石垣島農業水利事務所	石垣市字石垣486-1 NTT八重山ビル3階	0980-84-3500
八重山運輸事務所	石垣市字真栄里863-15	0980-82-4772
石垣港湾事務所	石垣市美崎町1-10	0980-82-4740

一般定期健康診断検査項目別予定者数一覧(八重山地区)

検査項目		検査の方法など	受診対象者	予定人数 (昨年度実績)	
基本検査	身体測定(身長・体重・BMI)	肥満度の判定、太りすぎやせすぎをチェック	全職員 (期間業務職員等を含む)	21	
	身体測定(腹囲)			21	
	視力測定(裸眼・矯正)	大切な感覚器の異常をチェック		21	
	聴力測定(1,000Hz、4,000Hz)	耳にレシーバーを当て、機械から発せられる音を聞き取れるかどうか調べます。		21	
	尿検査 尿糖	糖尿病発見の手がかりのひとつ		21	
	尿蛋白	腎臓病発見の手がかりのひとつ			
	ウロビリノーゲン	尿中の量で肝臓の障害や黄疸をチェックします			
	血圧測定	生活習慣病の引き金となる高血圧をチェック		21	
	胸部エックス線検査(間接撮影)	肺や心臓の異常をチェック		21	
特定健康診査対象者必須項目	一般診察	医師による面接等(現在の健康状態・既往歴等)	40歳以上の職員(40歳以上の期間業務職員等を含む)	10	
	血液検査	LDLコレステロール	悪玉コレステロールで体の組織にコレステロールを運ぶ	・40歳以上の職員・35歳の職員 (それ以外の職員で希望する者) (期間業務職員等で希望する者)	19
		HDLコレステロール	動脈硬化を防ぐ”善玉”コレステロール		19
		中性脂肪	増え過ぎると肥満や脂肪肝の原因に		19
		貧血検査(血色素量・赤血球容積・赤血球数)	血液中の赤血球数などから貧血をチェック		19
		肝機能検査 GOT	心臓・肝臓・腎臓・骨格筋に多く存在する酵素		19
		GPT	ほとんどが肝臓の細胞中に存在する酵素		19
		γ-GTP	アルコール性肝障害を発見する手がかり		19
		糖尿病検査(血糖)	血液中のブドウ糖の値を調べます。増えすぎる場合は糖尿病をはじめなんらかの病気が疑われます。		19
		痛風検査(尿酸)	血中の尿酸値のチェック		19
	心電図検査(12誘導)	心臓の異常を波状でチェック	17		
	胃部エックス線検査(間接撮影)	バリウムで消化管を造影し、臓器の形の変化や異常を診断します。	・40歳以上の職員(40歳未満の職員で希望する者)	8	
	大腸がん検査(便潜血反応検査)	便を採取し、消化管からの出血の有無を調べ、胃・大腸がんを早期に発見します。	・40歳以上の職員(40歳未満の職員で希望する者)(期間業務職員等で希望する者)	12	
肺がん検査(喀痰細胞診)	喀痰を採取し、呼吸器の異常を調べます。	40歳以上の職員(40歳未満の職員で希望する者)	6		

※受診予定人数は、昨年度実績を記載

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあつては、受注者は、再委託先への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めるとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

(廃棄等)

- 10 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去(以下「廃棄等」という。)しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 11 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。